

## 公益財団法人 ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団 助成金交付規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団(以下「本財団」という。)定款第 4 条に掲げる事業を行うにあたり、その助成の対象となるものに交付する助成金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成金の交付対象)

第 2 条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者スポーツ選手または団体に対する支援を目的とした事業
- (2) 体育、スポーツの普及・振興を図ることを目的とした事業
- (3) 顕著な成績を収めたスポーツ選手に対する支援を目的とした事業

### (募集方法)

第 3 条 助成金の希望者の募集方法は、公募とする。

### (実施期間)

第 4 条 助成金の対象となる期間は、原則として、助成金交付決定後 1 年以内とする。

### (申請手続)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする個人及び団体は、本財団が指定する期日までに、助成金交付申請書を、本財団に提出しなければならない。

### (交付手続等)

- 第 6 条 本財団事務局長は、受け付けた申請書を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。
2. 選考委員会は、第 2 条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
  3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
  4. 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
  5. 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(事業変更後の承認)

第7条 この助成金の交付を受けた個人及び団体は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく理事長に報告し、その承諾を得なければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき

(助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(助成金の辞退)

第9条 交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできないものとする。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第10条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

(整理保管)

第11条 助成金を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(監査)

第12条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに活動内容等につき報告を求め、または経理ならびに活動内容等につき監査することができる。

(中間報告)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、その助成対象期間が 1 年を超える場合には、1 年経過後、速やかに中間報告及び収支報告を提出するものとする。

(完了報告)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、助成対象期間終了後速やかに、完了報告及び収支報告を提出しなければならない。

(報告の公開)

第 15 条 本財団は、助成金の交付を受けた成果の全部または一部をホームページ等へ掲載することができる。

(刊行物の報告)

第 16 条 助成金の交付を受けた者が、助成金による成果の全部もしくは一部を刊行または発表する場合は、その刊行物または別刷を添付して、理事長に報告しなければならない。

(権利の帰属)

第 17 条 助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した者に帰属するものとする。ただし、特許権等を取得した場合には、速やかに本財団に届出るものとする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

**附則**

- 1 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。
- 2 この規程は平成 29 年 7 月 6 日から施行する